

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	海南市 国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和5年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者資格の管理や保険証等の発行を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・被保険者資格に関する申請書及び届出書の確認 ・被保険者の資格管理及び保険給付に係る証明書類の確認 ・県単位で被保険者資格情報を集約管理するための情報連携 ・国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のための国保連合会への被保険者異動情報の送信 ＜オンライン資格確認等システムに係る事務＞ 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1.国民健康保険(資格)システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア 4.国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 5.医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

1.国保資格ファイル 2.国保負担区分ファイル 3.宛名情報ファイル 4.資格情報(個人)ファイル 5.資格情報(世帯)ファイル 6.世帯所得区分情報ファイル	
--	--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、44、45項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号） 第25、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	くらし部 保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	海南市役所 くらし部 保険年金課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8451	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	岡田 慎司	中納 亮介	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成29年5月16日	I-1-②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者資格の管理や保険証等の発行を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・被保険者資格に関する申請書及び届出書の確認 ・被保険者の資格管理及び保険給付に係る証明書類の確認	国民健康保険法に基づき、被保険者資格の管理や保険証等の発行を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・被保険者資格に関する申請書及び届出書の確認 ・被保険者の資格管理及び保険給付に係る証明書類の確認 ・県単位で被保険者資格情報を集約管理するための情報連携	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
平成29年5月16日	I-1-③システムの名称	1.国民健康保険(資格)システム 2.被保険者マスタ作成システム 3.統合宛名システム 4.中間サーバー・ソフトウェア	1.国民健康保険(資格)システム 2.被保険者マスタ作成システム 3.統合宛名システム 4.中間サーバー・ソフトウェア 5.次期国保総合システム 6.国保情報集約システム	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
平成29年11月6日	I-7請求先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	市役所の位置の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成29年11月6日	I-8連絡先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	市役所の位置の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	中納 亮介	保険年金課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年4月1日	II-1-1-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	II-1-1-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
令和2年1月1日	II-1-1-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和2年1月1日	II-1-1-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月18日	I-1-②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者資格の管理や保険証等の発行を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・被保険者資格に関する申請書及び届出書の確認 ・被保険者の資格管理及び保険給付に係る証明書類の確認 ・県単位で被保険者資格情報を集約管理するための情報連携	国民健康保険法に基づき、被保険者資格の管理や保険証等の発行を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・被保険者資格に関する申請書及び届出書の確認 ・被保険者の資格管理及び保険給付に係る証明書類の確認 ・県単位で被保険者資格情報を集約管理するための情報連携 ・国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のための国保連合会への被保険者異動情報の送信	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
令和2年3月18日	I-1-③システムの名称	1.国民健康保険(資格)システム 2.被保険者マスタ作成システム 3.統合宛名システム 4.中間サーバー・ソフトウェア 5.次期国保総合システム 6.国保情報集約システム	1.国民健康保険(資格)システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア 4.次期国保総合システム 5.国保情報集約システム 6.医療保険者等向け中間サーバー等	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
令和2年3月18日	I-2特定個人情報ファイル名	1.国保資格ファイル 2.国保負担区分ファイル 3.宛名ファイル	1.国保資格ファイル 2.国保負担区分ファイル 3.宛名情報ファイル 4.資格情報(個人)ファイル 5.資格情報(世帯)ファイル 6.世帯所得区分情報ファイル	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
令和2年3月18日	I-3法令上の根拠	番号法別表第一の第16、30の項、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によるオンライン資格確認のしくみの導入

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月18日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の第27、42、44の項	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
令和3年8月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	■情報照会の根拠 番号法第19条7号 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に係る 特定個人情報保護評価書の記載内容の修正について
令和3年8月30日	Ⅱ－1－いつの時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	見直しに伴う時点更新のため
令和3年8月30日	Ⅱ－2－いつの時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	見直しに伴う時点更新のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	I-1-②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者資格の管理や保険証等の発行を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・被保険者資格に関する申請書及び届出書の確認 ・被保険者の資格管理及び保険給付に係る証明書類の確認 ・県単位で被保険者資格情報を集約管理するための情報連携 ・国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のための国保連合会への被保険者異動情報の送信	国民健康保険法に基づき、被保険者資格の管理や保険証等の発行を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・被保険者資格に関する申請書及び届出書の確認 ・被保険者の資格管理及び保険給付に係る証明書類の確認 ・県単位で被保険者資格情報を集約管理するための情報連携 ・国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のための国保連合会への被保険者異動情報の送信 ＜オンライン資格確認等システムに係る事務＞「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日			＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
令和5年12月1日	I-1-③システムの名称	1.国民健康保険(資格)システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア 4.次期国保総合システム 5.国保情報集約システム 6.医療保険者等向け中間サーバー等	1.国民健康保険(資格)システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア 4.国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※ 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 5.医療保険者等向け中間サーバー等	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	I-3-法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の第16、30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法9条第1項、別表第一の第16、30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
令和5年12月1日	I-4-②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、44 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の業務として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、44、45項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
令和5年12月1日	II-1-1-いつの時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月1日	II-2-1-いつの時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	

[illegible]

[illegible]

[illegible]